

保育所等の移転について（案）

1 趣旨

本市においては、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立幼稚園（以下「保育所等」という。）の入所に関して、実家や勤務先の近くの施設を希望する傾向があることなどから、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため教育・保育提供区域を全市として設定している。

これまで、利用定員の増加を要件とする鹿屋市保育所等施設整備費補助金の活用を前提とした保育所等の移転については、具体的な判断基準（平成 29.12.11 付け文書）を設け、補助事業者としての採否を判断してきたところである。

今後、人口減少社会においても、地域の実情に応じた持続可能な保育機能の確保・強化を図っていくため、補助金の活用や利用定員の変更等の有無に関わらず、移転を予定している保育所等に対し、移転先を決定する前に、本市へ移転理由等に関して協議すること及び施設の利用者等関係者への丁寧な説明により理解を得て移転することを要請するもの。

2 移転希望への対応について

保育所等が移転を希望する場合は、以下の対応を要請する。

なお、ここでの補助金とは、鹿屋市保育所等施設整備費補助金のように市が補助事業者として採否を判断するもの、または市の意見を表す必要がある補助金を対象とする。

補助金を利用する場合	補助金を利用しない場合
① 候補地を選定した段階で「別紙 保育所等移転に係る具体的な判断基準」に基づき「様式1 特定教育・保育施設移転協議申込書」を市へ提出すること。	
② 市は、子ども・子育て会議に諮り意見を集約し、当該保育所等へ伝える。	
③ 当該保育所等は、意見を踏まえて移転先を決定し、「様式2 子ども・子育て会議の意見に対する回答書」を市へ提出すること。	
④ 「別紙 保育所等移転に係る具体的な判断基準」に基づき、保護者等へ協議を行い、協議結果を市へ提出すること。	
⑤ 子ども・子育て会議に諮り、市は <u>補助事業者としての採否を判断する。</u> (※)	⑤ 子ども・子育て会議に <u>移転先及び協議結果を報告する。</u> (※)

※ 認定こども園への移行や定員・区分変更を伴う場合、⑤の子ども・子育て会議で認定こども園への移行や定員・区分変更についても諮ることとする。

保育所等移転に係る具体的な判断基準

保育所等が移転を希望する場合は、補助金の利用有無に関わらず、下記の基準を参考に対応すること。

【基準１】 小学校区内で施設を移転する場合

※現在の園舎から概ね 100m以内または小学校区内に他に保育所等がない場合は基準外とする。

- ・保護者に十分な説明を行い、概ね理解を得ていること
- ・小学校区内の保育所等、町内会等へ十分な説明を行うこと

【基準２】 中学校区内で施設を移転する場合

- ・小学校区内で移転場所を確保できないこと
- ・社会的状況や自然災害等により、やむを得ない事由があること
- ・保護者に十分な説明を行い、概ね理解を得ていること
- ・中学校区内の保育所等、町内会等へ十分な説明を行うこと

【基準３】 中学校区外へ施設を移転する場合

- ・中学校区内で移転場所を確保できないこと
- ・社会的状況や自然災害等により、やむを得ない事由があること
- ・移転先の中学校区内の保育所等において空き待ち児童が発生しており、当該施設の移転が空き待ち児童の解消につながる
- ・保護者に十分な説明を行い、概ね理解を得ていること
- ・移転先の中学校区内の保育所等、町内会等へ十分な説明を行うこと

※保護者会、保育所等、町内会等との協議結果については、書面を市へ提出すること

【保育所等移転に係る具体的な判断基準イメージ図】

